

上山市中小企業人材養成事業補助金

お問合せ先 上山市商工課 023-672-1111（内線181・183）

従業員の研修を行う中小企業へ補助金を交付します

◆対象事業者

市内に本社または事業所を持つ**中小企業または個人事業主**で、**製造業**を営む者

◆補助対象枠・補助対象経費

○一般枠

市内企業が**従業員**を各種研修機関が開催する**研修へ派遣**する
対象経費：受講料・教材費

○オーダーメイド枠（事業実施前にご相談ください）

市内事業所へ**講師等を招いて**従業員に対する**研修を実施**する
対象経費：研修機関等から請求を受けた事業実施費

※業務に就業する上で義務付けられている研修については、労働安全衛生法第61条に定める**技能講習に限る**（下記のとおり）

※令和7年度より特別教育はすべて対象外

床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、
ガス溶接技能講習、フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、
車両系建設機械(解体用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、
不整地運搬車運転技能講習、高所作業車運転技能講習、玉掛け技能講習、
ボイラー取扱技能講習

◆交付額

対象経費の**2分の1**以内の額

1事業につき、1人当たり**上限3万円**

1事業者当たり**上限20万円**／年度

◆申請・お問い合わせ先

上山市商工課企業誘致推進室 電話：023-672-1111（内線181,183）
メール：k-yuuchi@city.kaminoyama.yamagata.jp